

議第207号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。
別表第1 京都市小野駅自転車等駐車場の項の次に次の2項を加える。

京都市京都駅八条口西自転車 駐車場	京都市南区西九条北ノ内町
京都市京都駅八条口東自転車 駐車場	京都市南区東九条西山王町32番地

別表第2(2)の項中「京都市栂辻駅自転車駐車場」の右に「京都市京都駅八条口西自転車駐車場、京都市京都駅八条口東自転車駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各駐車場に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場を設置する必要があるので提案する。